

令和6年度から

「障害者能力開発助成金」が始まります

「人材開発支援助成金(障害者職業能力開発コース)」は廃止

事業主や社会福祉法人等が、就職を希望する障害者に対して職業訓練を行う場合の費用の一部を助成する「人材開発支援助成金(障害者職業能力開発コース)」は、令和5年度をもって廃止となり、**令和6年4月(予定)からは、障害者雇用納付金制度による「障害者能力開発助成金」が始まります!**

なお、助成対象や助成額・助成率は原則「人材開発支援助成金(障害者職業能力開発コース)」と同じです。

「障害者能力開発助成金」の申請手続き

1. 申請先が変わりますのでご注意ください

令和6年4月以降の「障害者能力開発助成金」の申請先は、

独立行政法人 高齡・障害・求職者雇用支援機構※になります。

※都道府県支部 高齡・障害者業務課(東京・大阪は高齡・障害者窓口サービス課)

2. 申請手続き等に関するお問い合わせ先

「障害者能力開発助成金」の申請手続きについては、(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構都道府県支部(東京・大阪は高齡・障害者窓口サービス課)にお問い合わせください。



3. 経過措置について

令和6年3月31日(※)までに都道府県労働局にご提出いただいた事業計画書および受給資格認定申請にかかる支給等については、「人材開発支援助成金(障害者職業能力開発コース)」として令和6年4月以降も引き続き労働局にて審査・支給申請受付を行います。

※労働局へ直接提出される場合には令和6年3月29日までとなりますのでご注意ください(郵送の場合は、令和6年3月31日の消印有効)。

【問い合わせ先】厚生労働省 職業安定局 障害者雇用対策課 03(5253)1111(内線5782)